

令和3年度  
第13回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和4年3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第13回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年3月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年3月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 3月25日 13時30分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 3月25日 14時24分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 1名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	△	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

遅延：議席番号9 吉田 晃 13：48着席 議案第2号より出席

議事録署名委員	議席番号 15番	向久保勉	議席番号 16番	山本範夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地振興係主事	澤口頼太		
	農地調整係長	佐々木和査		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

### 事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」  
（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番菊田健生委員、仕事のため、欠席となります。また、議席番号9番吉田晃委員は、所用のため、遅れて出席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第13回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、15番 向久保勉 委員、16番 山本範夫 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第13回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第13回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年3月以降の主な会議 行事 等日程について、

2項目め。令和4年度八幡平市賃借料情報について、

6ページの上側、3項目め。令和4年度農地転用等現地調査の編成についてとなります。

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

なお、2項目めの令和4年度八幡平市賃借料情報については、6ページの上側に記載したとおり運営委員会の意見が決定されましたが、改めて本日の農業委員会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、4月11日（月）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第13回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。令和4年度主要行事予定についてとなります。内容について協議を行ったところ、8ページの中ほどに記載したとおり決定され、本日の農業委員会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

続きまして、5情報提供等となります。

小山田委員から要望が出され、次のページに亘り回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、事務局から1件の情報提供を行いました。

続いて。立柳会長から情報提供がされ、運営委員による意見交換がされました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします

以上、令和3年度第13回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年3月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

### 議長（立柳会長）

ただ今の「第13回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和4年2月25日から令和4年3月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧6番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は3月17日の木曜日でございます。11件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の13番委員工藤嘉充委員、農業委員の14番委員古川美枝子委員、推進委員の西根南地区の6番委員工藤彰委員、推進委員の西根北地区の5番委員高橋末治委員、推進委員の松尾地区の1番委員米田公明委員の5名でございます。

また、事務局からは伊藤事務局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

### 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

#### ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第3条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号1：荒木田第9地割103、田、970㎡を含む20筆21,705㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻と野菜を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2：大更第25地割3-1、田、1,017㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで別の農業者との貸借で水稻を作付けしていた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請番号3：大更第6地割219、田、3,396㎡を含む5筆13,373㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号4：松尾第5地割1209、田、2,030㎡を含む2筆4,277㎡です。事業継承による親子間の所有権の移転です。申請地は今まで世帯で水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号5：松尾寄木第10地割109、畑、2,737㎡を含む21筆42,970㎡です。事業継承による親子間の所有権の移転です。申請地は今まで世帯で水稻、果樹、野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号6番と7番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号6、大更第4地割506、田、2,032㎡です。

申請番号7、大更第4地割503、田、1,664㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については次の3～4ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

## 14番（古川委員）

14番 古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は西根第一中学校から北西に約1.9km以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置はJR大更駅から南へ約300mの地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置はJR東大更駅から南へ約700m以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号4番ですが、位置は松尾八幡平I.Cから北東へ約1.9kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は寄木小学校を中心に約2km以内に点在しております。現況は、田も、畑も保全されておりました。

申請番号6番と7番ですが、関連がありますので、一括してご説明いたします。位置はそれぞれJR東大更駅から南西へ約2.1kmの地点です。現況は、ともに保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な

利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農地法第5条の概要を簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1、呷田144-2、田、280㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による駐車場の敷設となっております。内容は駐車場が計画されております。



申請番号2、堀切第14地割10-1、畑、674㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅、駐車場、庭等が計画されております。

申請番号3、大更第25地割22-1、田、708㎡です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅、庭、駐車場等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、申請地から300m以内に安代総合支所がある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号2番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号3番は、申請地から300m以内にJR大更駅がある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

### 14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置は安代総合支所から南西へ約300mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請土地は、本社事業所及び駐車場に隣接しており、利便性が高いため選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は西根第一中学校から南西へ約700mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請土地は、近隣に住宅街が建ち並ぶエリアで住宅の建設には好立地で、土地所有者との売買契約の承諾が得られたため選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置はJR大更駅から南東へ約200mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請土地は、実家の近くで、子供が生まれてからのサポートを受けやすく、安心して子育てが出来る環境であるため選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、

『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

#### ○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（古川主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、大更第33地割88-1、田、127㎡を含む3筆、703㎡です。現況は、居宅や作業所が建設されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員に願います。

#### 14番（古川委員）

14番の古川美枝子です。

申請番号1番ですが、位置はJR大更駅から南東へ約800mの地点です。現況は、一般住宅と作業所が建設されており、宅地化しておりました。申請地は、境界を確認せずに住宅や作業所を建設

し、越境していることに気が付かず宅地化してしまったとのことでした。

申請農地は、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページをご覧ください。今月の申請は、18 件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。また、農地中間管理機構を通した貸借、所有権移転に関しては、出し手・受け手 2 者の直接契約ではなく、出し手（所有者）が機構へ貸付をおこない、機構から新たな農業者・担い手へ貸付を行う仲介者を含めた申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

今月は、全て新規分の申請で18件になります。うち貸貸借権設定が12件で、使用貸借権設定が3件となります。また所有権移転は、3件あり、すべて中間管理機構を通した申請になります。

よって合計で18件となります。

初めに、貸貸借権の設定です。

申請番号1～9番は西根南地区に係る申請です。

申請番号10番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号11～12番は、安代地区に係る申請です。

また、申請番号1番、8番、9番は令和3年12月31日をもって、利用権設定が一旦は終了した案件で、令和3年12月の第10回総会で更新申請が間に合わず、改めて新規での申請となることを申し添えます。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号13番、14番は西根南地区に係る申請です。

申請番号15番は、安代地区に係る申請です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号16番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号17番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号18番は、松尾地区に係る申請です。

今、ご説明した申請については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の16から17ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

## ○議案第5号『令和4年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』

### 議長（立柳会長）

議案第5号『令和4年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（澤口主事）

それでは縦型の総会資料の12ページ、A3版の資料をお開き願います。

それでは内容の説明をさせていただきます。

昨年11月から、農業委員会議でご協議いただきました経緯などについては口頭での説明とさせていただきます。

今回の変更点は計6箇所でございます。

人力の部の変更点から順番に説明させていただきます。

1箇所目、時間給変更でございます。岩手労働局が昨年10月に示した最低賃金にあわせて、人力の部の時間給を現在の793円から821円に増額しております。

2箇所目、オペレーターに係る標準額の変更でございます。オペレーターの時間給を最低賃金の上昇率に併せて現在の1,188円から1,230円に増額しております。

人力の部の変更点は以上となります。続きまして、機械の部になります。

1箇所目、色彩選別に係る変更でございます。乾燥調製時に色彩選別を行った場合については30kgあたり250円加算と設定しておりましたが、農家等から減額要望があったことや、米価下落の影響等を鑑み、30kgあたり150円に見直しを行っております。

2箇所目、薬剤散布に係る変更でございます。これまで分けて表記していた牧草地とりんどうの項目を一つにまとめ、標準額を1,045円と設定しております。

3箇所目、同じく薬剤散布に係る変更でございます。薬剤散布に係る無人ヘリコプターの標準額を、現在の10a当たり1,100円から10a当たり1,200円に増額しております。

4箇所目、ドローンの新設でございます。ドローンの標準額については無人ヘリコプターと同額の10a当たり1,200円と設定しております。

その他の、標準額表の下部の文言について変更を行ない、農業者年金と全国農業新聞についての文言を新たに追加しております。

変更点は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定となりましたら、4月7日（木曜日）に市内全戸配布となる予定です。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第5号『令和4年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、縦型の方の総会資料の13ページをご覧ください。

内容の説明をいたします。

15ページから18ページが八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱案となります。要綱は第1条から第8条まであり、さらに様式第1号と第2号があります。こちらは、令和3年12月22日の第9回法規審査委員会にて審議され、了承されております。

要綱の内容の説明については、14ページにあります資料に基づいて説明させていただきます。

議案第6号の要綱の概要は、次のとおりである。

条例名：八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱。

主な制定の趣旨：八幡平市空き家バンク実施要綱（平成30年八幡平市告示第168号）第2条第5号に規定する、空き家バンクに登録された空き家等に付属する農地を、購入又は貸借する場合における、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の取扱いについて、必要な事項を定めようとするものである。

主な制定内容：市内全域において、八幡平市空き家バンク台帳に登録された、空き家及び空き店舗等に隣接又は近接する農地で、農業委員会の指定を受けた農地の下限面積を1アール以上と設定し、別段の面積として設定する。

この要件に該当する農地は、所有者又は法定相続人による、維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがなく、かつ、所有者又は法定相続人の同意を得ることが可能な農地とする。

また、この農地を権利取得する者は、1年以内に農地を耕作することとし、農業委員会は農地パトロールにおいて、農地の状況を確認する。

施行期日：告示の日。告示は令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（山本会長）

よって、議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

今度は横型のほうの総会資料の19ページをお願いします。

こちらはさきほどの議案第6号が議決されたことにより、新たな別段の面積を設定するために議案を提出したことになります。

下限面積を設定することの経緯につきましては、先月の総会でも説明しましたので、この場では省略させていただきます。

議案第6号の八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱に基づき、八幡平市全域において八幡平市空き家バンク台帳に登録された空き家等に付属した農地を空き家と共に権利取得

する場合に限り、下限面積を1a以上とし、別段の面積として設定するものであります。

空き家等に付属した農地の権利取得を緩和することにより、八幡平市の人口減少対策、定住対策を振興させることが、別段面積設定の理由となります。

今後においては、通常の農地は30a、八幡平市空き家バンク台帳に登録された空き家等に付属した農地を空き家と共に権利取得する場合は1aと別段の面積を設定いたします。

以上、説明を終わります。それでは、ご協議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立、全員です。お座りください。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

#### 事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、議案の説明に入らせていただきます。総会資料の20ページをお開きください。

別紙、八幡平市農業委員会事務局職員の任免についてとなります。

令和4年4月1日付けで、2名の事務局職員が職を免ぜられ、新たに3名の事務局職員が職を命じられることとなり、併せて1名の事務局職員が退職となる八幡平市人事異動内示が発表されました。内容を説明します。



(別紙資料内容の説明)

この議案は人事案件でございますので、事務局職員の任免について原案のとおり決定をいただきますよう、お願いをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

### 6 閉会（14時24分）

#### 議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第13回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

#### 事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年4月25日

会 長 \_\_\_\_\_

15 番委員 \_\_\_\_\_

16 番委員 \_\_\_\_\_

# 令和3年度

## 第13回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年3月25日（金）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第13回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第5号 令和4年度農作業労賃と機械利用料金標準表について
  - 議案第6号 八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について
  - 議案第7号 別段の面積（下限面積）の設定について
  - 議案第8号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について
- 5 閉 会